

第1回「独立行政法人国民生活センターADRの実施状況に関する検討会」  
議事要旨

1. 日時

平成29年3月17日（金）10:00～11:44

2. 場所

中央合同庁舎第4号館6階会議室6-1

3. 出席者

（委員）伊藤座長、石戸谷座長代理、磯辺委員、岡田委員、佐藤委員、長谷川委員  
（国民生活センター）宗林理事、影山事務局長、三澤企画課長、渡邊主査、相澤主査  
（消費者庁（事務局））岡村長官、川口次長、小野審議官、金子課長、古川補佐

4. 議事

（1）手続事項

- ①消費者庁（以下「事務局」）から運営要領を説明し、委員了承。
- ②運営要領に基づき、消費者庁長官が座長に伊藤委員を指名。
- ③運営要領に基づき、伊藤座長が座長代理に石戸谷委員を指名。
- ④事務局から資料及び検討スケジュール（案）を説明し、委員了承。

（2）ADR実施状況に関する取組・現状の説明

国民生活センターから説明。

（3）委員意見

- ①ADR事案の概要を開示し、他の消費生活相談に活用すべき。
- ②ADR事案の解決水準の確保を図るべき。
- ③国民生活センターADRの利用方法を消費生活センター等へより周知すべき。
- ④国民生活センターは、東京都消費者被害救済委員会の使いやすさを参考とすべき。
- ⑤消費生活センター等であっせん不調等となって国民生活センターADRで扱うこととなった事案の結果を、当該消費生活センター等へフィードバックすべき。
- ⑥和解内容の履行確保の方策は、単に国民生活センター法に執行力をつければ解決する訳ではなく、和解後に履行しない場合の訴訟援助など事後的な履行確保の効果的方策を考えるべき。
- ⑦国民生活センターADRの和解率は他のADRに比して高く、その内容は質の高い貴重な資源であり、この活用の仕方を考えるべき。

（4）次回検討会スケジュール

事務局から、次回検討会は4月下旬から5月上旬で調整する旨説明。

以上